

令和 5 年度事業計画

令和 4 年中の全国の交通事故による死者数は 2, 6 1 0 人で、統計が残る昭和 2 3 年以降では最少となった。広島県では、県警察が提唱した 2 0 2 5 年までに交通事故死者数を年間 6 0 人以下とする「なくそう交通事故・アンダー 6 0 作戦」の 2 年目であったが、関係機関・団体が連携・協働して各種の施策を推進した結果、発生件数や負傷者は減少したものの、死者数は 7 4 人で前年に比べ 4 人増加した。

また、交通事故による全死者数に占める高齢者の比率が高いこと、飲酒や自転車に起因する交通事故が頻発するなど、交通情勢は依然として予断を許さない状況にある。本年は第 1 1 次広島県交通安全計画が策定されて 3 年目を迎えるが、引き続き「安全で安心な広島県」の交通社会を実現するため、横断歩道における歩行者保護対策、反射材の活用、ハイビームの適正利用等を重点に各種施策を推進する。

第 1 交通安全に関する事業

1 公益事業

事業名	事業内容	
(1) 交通事故防止等の安全に関する広報活動	① 広報紙の発行	○ 広報紙「交通ひろしま」(隔月 1 1 万部)の発行 市・町、各町内会等を通じ各戸に回覧及び配付
	② ラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体の活用	○ 各季運動重点の周知 ○ 交通安全情報及び交通安全協会周知のための情報発信の実施(ボン・バス車体広告、電柱広告、大型街頭ビジョン等) ○ 交通安全作文コンクール優秀作品の作者(児童・生徒)が朗読した音声をラジオで放送
	③ スーパー店内放送の活用	○ 県内で 6 0 店舗展開しているスーパー店内において、協会のサウンドロゴを含む交通安全メッセージを放送
	④ ホームページ等による情報提供	○ 交通安全メッセージのダウンロード ○ 地区協会活動の積極的広報 ○ バナー広告による企業と連携した交通安全事業の推進 ○ LINE、YouTube を利用した情報提供 ○ 関係機関等とリンクした情報の提供
	⑤ 交通安全用品等の普及	○ 反射材等交通安全用品の普及 ○ 更新窓口での会員へのキャラクター入り反射材の提供
	⑥ 各季交通安全運動等の推進	○ 交通安全運動の重点に沿った活動の展開 ○ 交通安全活動功労者・優良運転者等表彰(交通安全県民大会—他機関共催)の実施

事	業 名	事 業 内 容
	⑦ 街頭活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各季の交通安全運動期間中に運転免許センターにおいて、来場者に対する広報活動の実施 ○ 各季の交通安全運動における関係団体合同による街頭広報
	⑧ 協賛店制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中国・九州各県等と協賛店の相互利用することによる会員サービスの向上
	⑨ 飲酒運転根絶運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転根絶宣言店・モデルビル事業の推進 ○ ハンドルキーパー運動の周知と協賛店の拡充
	⑩ 無事故・無違反チャレンジ運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無事故・無違反150日チャレンジ運動（トライ・ザ・セーフティ）の参加者の拡大
	⑪ 広報資料の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポスター・チラシ等交通安全意識の高揚に資する効果的な広報資料の作成
(2) 交通事故防止等の安全に関する啓発活動	① 指導能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種交通安全研修会への参加及び開催
	② 各種交通安全講習等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業講習等において積極的に講師を派遣 ○ 地域交通安全活動推進委員に対する研修 ○ 地域交通安全センターとしての活動（三次自動車学校）
	③ 対象に応じた交通安全活動の推進	<p><幼児・児童等に対するもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ チャイルドシート保有数の拡大 ○ 新入学児童を中心とした「交通安全教室」の開催 ○ 「交通安全子供自転車広島県大会」の開催 ○ 「交通安全ポスター・作文コンクール」（小・中学生）の開催 <p><一般・高齢者等に対するもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「交通安全仲良しクラブ」活動の推進 ○ 「高齢者交通安全自転車大会」の開催 ○ 高齢者事故防止モデル地区への情報提供（県警） ○ 安全運転技能向上講習会の開催（日本自動車連盟「JAF」共催） ○ 安全運転適性指導（三次自動車学校）の実施 ○ 交通安全体験車（ヒコア）の派遣 ○ 「二輪車安全運転講習会」の開催（年1回） <p><自転車利用者に対するもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車安全教育指導員養成講習会の開催（年2回） ○ 「自転車安全教室」の開催（安全で正しい乗り方） ○ TSマーク制度の周知と普及（自転車向け保険）

事 業 名	事 業 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全日本交通安全協会が行う自転車保険の周知・普及 ○ 研修機器及び教育機材の整備・充実 ○ 企業・団体等の利用促進 ○ 交通安全教育用 DVD 等の教材の整備充実と貸出し ○ 交通安全に功労の個人・団体に対する表彰の実施
(3) 交通事故相談	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信頼される交通事故相談の推進 ○ 相談員の能力向上
(4) 道路使用の調査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 許可に係る道路使用の調査 ○ 迅速・適正な調査の実施 ○ 確実な報告・連絡の実施
(5) 支援・助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主的組織活動の援助 ○ 交通安全講習への講師の派遣 ○ 交通安全母の会への支援・助成 ○ 自主的な交通安全運動への積極的支援
(6) 調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の能力向上と交通安全のための調査研究活動 ○ 職員のスキルアップ（研修会参加など） ○ 交通安全に関する調査・研究活動（民間と共同）
(7) 各種委託業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 更新時講習（安全運転学校・福山事務所・支所） ○ 停止処分者講習（安全運転学校・福山事務所） ○ 違反者・高齢者講習（安全運転学校・福山事務所・三次自動車学校） ○ 原付講習（三次自動車学校） ○ 取得時講習（三次自動車学校） ○ 取消処分者講習（福山事務所・三次自動車学校） ○ 初心運転者講習（福山事務所・三次自動車学校） ○ 親切で適切な業務の推進
(8) 運転者教育業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許取得者に対する教育 ○ 運転免許取得者教育（団体、個人＝三次自動車学校） ○ 四輪試験コース開放（月 1 回広島・福山）
(9) 運転免許更新等に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な申請補助業務の推進 ○ 確実・迅速な連絡業務の推進 ○ 確実・迅速な登録業務の推進 ○ 確実・迅速な業務の推進（郵送を希望する者）

2 収益事業

事業名	事業内容
(1) 物品あっせん業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全資料等の販売 ○ 各種教本等の販売 ○ 反射材等交通安全グッズの販売
(2) 運転教習業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 優秀な運転者育成に資する教習業務 ○ 運転教習指導員の能力の向上 ○ 魅力ある自動車学校の確立 ○ 教習生の募集活動の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ② 広報活動 ○ 効果的な広報活動の推進

第2 会議

1 県交通安全協会関係	
○ 定例理事会	年2回
○ 定例評議員会	年1回
○ 臨時理事会・評議員会	必要の都度
○ ブロック別地区交通安全協会長・事務担当者会議	必要の都度
○ 自転車安全教育推進委員会	必要の都度
○ 二輪車安全運転推進委員会	必要の都度
○ 広島県交通安全活動推進センター連絡会議	年1回
○ 関係機関・団体との連絡会議	必要の都度
2 他機関・団体関係	
○ 中国五県交通安全協会総会	年1回
○ 都道府県交通安全協会専務理事等会議	年1回
○ 主要都道府県交通安全協会連絡会議	年1回
○ 中国管区内各県交通安全協会専務理事・事務担当者会議	年1回
○ 日本交通管理技術協会ブロック別会議	年1回